

佐賀市保健福祉会館広告掲示取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、佐賀市広告掲載取扱要綱(以下「要綱」という。)及び佐賀市広告掲載基準(以下「基準」という。)の規定に定めるもののほか、佐賀市保健福祉会館に掲示する広告に関し、必要な事項を定めるものとする。

(規制業種又は事業者)

第2条 次の各号に定める業種又は事業者の広告は掲示しない。

- (1) たばこにかかるもの
- (2) 酒類にかかるもの
- (3) 占い、運勢判断等に関するもの
- (4) 興信所、探偵事務所等に関するもの
- (5) 法律の定めのない医療類似行為を行うもの(整体院、カイロプラクティック、エステティック等)
- (6) 行政機関からの行政指導を受け、改善がなされていないもの
- (7) その他掲示することが不相当と市長が認めるもの

(掲示を承認しない広告)

第3条 次の各号に定めるものは、掲示しない。

- (1) 消費者被害の未然予防及び拡大防止の観点から適切でないものとして、次のいずれかに該当するもの
 - ア 誇大な表現(誇大広告)、根拠のない表示や誤認を招くような表現の禁止
例:「世界一」「最高」「最大」「一番」等
 - イ 射幸心を著しくあおる表現
例:「今が・これが最後のチャンス(今購入しないと次はないという意味)」等
- (2) 青少年保護及び健全育成の観点から適切でないものとして、次のいずれかに該当するもの
 - ア 水着姿及び裸体姿等で広告内容に無関係で必然性のないもの。ただし、出品作品の一例又は広告内容に関連する等、表示する必然性がある場合は、その都度適否を検討するものとする。
 - イ 暴力や犯罪を肯定し助長するような表現
 - ウ 残酷な描写など、善良な風俗に反するような表現
 - エ 暴力又はわいせつ性を連想・想起させるもの
 - オ ギャンブル等を肯定するもの
 - カ 青少年の人体・精神・教育に有害なもの

(広告掲示料等)

第4条 広告掲示料等のほか、必要となる事項は別表のとおりとする。

(広告掲示の募集方法)

第5条 広告主の募集は、佐賀市ホームページ、市報等を利用して行う。

(広告掲示の申込み)

第6条 広告主は、佐賀市保健福祉会館広告掲示申込書(様式第1号)に掲示しようとする広告の原稿及びそれに伴う資料を添えて、提出しなければならない。

2 広告のデザイン等広告の作成及び申込みに要する費用は、申込者の負担とする。

(広告掲示の決定)

第7条 市長は、前条第1項の規定による広告掲示の申込みがあったときは、速やかに審査し、原則として申込み順で決定するものとする。

2 市長は、前項の場合において、同日に申込者が複数あるときは、次の順位により広告の掲示を決定するものとする。

第1順位 法人又は事業を営む個人であって市内に事業所等を有する申込者の広告

第2順位 法人又は事業を営む個人であって市内に事業所等を有しない申込者の広告

第3順位 第1順位及び第2順位に該当しない申込者の広告

3 前項の規定によっても広告の掲載を決定することができない場合は、抽選によりこれを決定するものとする。

4 市長は、前3項の規定により広告の掲示を決定したときは、佐賀市保健福祉会館広告掲示決定通知書(様式第2号)を申込者に送付するものとする。

(広告内容の承認等)

第8条 広告主は、市長が指定する期日までに、広告主の責任及び負担において広告用ポスター等(以下「ポスター等」という。)を作成の上、市へ提出して承認を受けるものとする。

2 市長は、提出されたポスター等について、掲示することが適当でないと認められるときは、広告主に対して内容等の変更を求めることができる。

3 市長は、前項の規定により広告の内容等の変更を求めても、広告主が応じない場合は、広告を不掲載とすることができる。

(広告掲示料の納付)

第9条 前条の規定により承認を受けた広告主は、市長が指定する期日までに、市長が指定する方法で広告掲示料を前納しなければならない。

(広告掲示の取消し等)

第10条 市長は、指定する期日までに広告主が広告掲示料を納付しなかったときは、広告の掲示を取り消すことができる。

2 広告主が、広告の掲示期間中に、基準の3及びこの要領第2条に定める業種又は事業者該当するこ

ととなった場合は、広告の掲示を取り消すことができる。

- 3 広告主は、前2項の規定により広告の掲示を取り消されたときは、当該取消しにより生じた損害を請求することはできない。

(広告主の責務)

第11条 広告主は、掲示した広告の内容について、一切の責任を負うものとする。

- 2 広告主が、第三者の権利の侵害、財産権の不適切な処理及び第三者に不利益を与える行為その他の不正の行為を行ってはならない。
- 3 広告主は、広告の掲示により第三者に損害を与えた場合は、広告主の責任及び負担においてこれを解決しなければならない。
- 4 広告主は、広告の掲示の権利を譲渡してはならない。

(広告掲示料の返還)

第12条 納付された広告掲示料は返還しない。ただし、広告主の責めに帰さない理由により、広告を掲載することができなかった場合は、その全部又は一部を返還することができる。

- 2 前項ただし書の規定により返還する広告掲示料には、利子を付さない。

(その他)

第13条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、平成26年3月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年6月1日から施行する。

別表（第4条関係）

| | |
|--------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>広告掲示料</p> | <p>場所1 ・・・5,000円/月 場所2,3 ・・・4,000円/月 場所4,5,6,7・・・3,000円/月 ※位置は別紙のとおりとする。 ※広告掲示料の他に行政財産目的外使用料（110円/月）を徴収する。</p> |
| <p>掲示箇所</p> | <p>別紙図面参照</p> |
| <p>広告区画</p> | <p>（タテ）1030mm（ヨコ）728mm</p> |
| <p>掲示方法</p> | <p>ポスター等の掲示</p> |
| <p>掲示期間</p> | <p>1か月単位とし、最長、掲示期間の開始日の属する年度の末日（3月31日）までとする。</p> |
| <p>費用負担</p> | <p>広告の制作並びに設置及び撤去に係る経費は、広告主の負担とする。 ※撤去後に糊跡等が残らないようにする。</p> |